

# 山口県報

平成25年  
6月4日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(都市計画課).....
- 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更(都市計画課).....
- 岩国都市計画臨港地区の変更(都市計画課).....
- 公告  
県営三見河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....



### 山口県告示第二百二十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 土地区画整理組合の名称  
小郡インター流通団地土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
山口市小郡下郷一二三五番地の二
- 三 設立認可の年月日

平成八年九月十日

#### 四 変更の内容

事業施行期間を平成八年九月十日から平成三十年三月三十一日までとする。

#### 五 変更認可の年月日

平成二十五年六月四日

### 山口県告示第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課、岩国市都市建設部都市計画課及び和木町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

#### 一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 二 変更の内容

区域区分の決定の有無及びその方針、都市計画の目標並びに主要な都市計画の決定の方針

### 山口県告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県告示第二百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区装港臨港地区

二 変更の内容

区域の変更

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区室の木臨港地区

二 変更の内容

区域の変更

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画臨港地区藤生臨港地区

二 変更の内容

区域の変更



(二六八) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営三見河内地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年六月五日から同月二十四日まで  
縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二六九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年六月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 六百十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十五年十月三十一日

(四) 納入場所

山口県総合企画部情報企画課ほか百四十一箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二七七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十五年七月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年七月十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十五年七月十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 615 sets

(3) Delivery period: October 31, 2013

(4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 141 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 17, 2013

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., July 18, 2013)

平成二十五年六月四日印刷  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山口市